

## 第十二章 国際交流

### 第一節 留学生の受入れ状況および指導体制

現状：留学生の受入れ状況は下表のとおりである。

学年	学部生			大学院生		小計
	経済学科	経営学科	法律学科	法学研究科	経済学研究科	
1年	0	0	0	0	0	0
2年	0	0	0	0	0	0
3年	1	0	0	0	0	1
4年	2	4	0	0	0	6
小計	3	4	0	0	0	7

留学生の指導体制については、奨学金、生活指導、下宿等については学生課が相談を受け支援し、学習・進路等の相談については、フレッシュマンセミナー及び演習担当の教員が当たる制度となっている。外国人留学生科目として、日本語、日本事情を設置している。

#### 自己点検・評価：

- ・入学試験としては、AO方式入学試験により、日本語能力、就学動機等の書類及び面接によって試験を行っている。
- ・法人としての授業料減免制度は、入学後の学習状況を判断して推薦する制度を採っていること、留学生に対する学習奨励費の受給比率が低いなどのためか、留学生の入学者数が少ない。

### 第二節 在学生の海外留学・研修の方針と状況

現状：現在、在籍学生の留学は、経済学部経営学科留年生の1名（米国、語学留学）のみである。例年、海外留学は2～3名程度以下の状況であり、少ない。

学則により、本学が教育上有益と認める時は、学生が外国の大学または短期大学に留学し履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる旨、定められている。

現在、海外留学については学生本人の希望に応じ処理しているが、留学に際し、奨学金その他、資金的な援助の制度はない。海外の大学とは韓国 Halla 大学および中国山西師範大学との交流協定もあり、相互に学生の交換留学生の仕組みについて、現在、学内で検討中である。特に中国からの留学生の増加を図る具体的な方策を検討中である。

#### 自己点検・評価：

- ・ 海外留学を希望する学生が少ない。
- ・ 海外留学を奨励する学務上の配慮、奨学金制度が現在ない。

### 第三節 教員の在外研究の方針と状況

**現状：** 現在、「関東学園大学における学術の振興及び教育の充実を図るため、学園が経費を貸与して派遣する」在外研究には、長期（原則として1年間）及び短期（3ヶ月）の在外研究がある。希望する専任教員は、前学年度の6月までに学部長等順序を経て理事長に出願する。学長は、学長・各学部長からなる委員会により、研究計画の妥当性、受入れ機関の予定、これまでの教育・研究活動状況及び本学における教育・研究上の必要性等を斟酌して総合的に優先順序を定めて資料を上申し、理事長が年度毎に在外研究員を決定している。

近年の在外研究員の派遣は、次のとおりである。

派遣期間	在外研究員氏名	研修先・研究分野
89年～90年	経済学部教授 小沼 博義	豪、南オーストラリア工科大学 経済統計
91年～92年	経済学部教授 江島 正子	獨、ケルン大学 教育哲学
94年	経済学部助教授 伊藤 栄晃	英、スコットランド公文館 財政史
94年	経済学部助教授 高瀬 博	米、ホノルル・メディカル・グループ 保健体育学
95～96年	経済学部助教授 伊藤 栄晃	英、ケンブリッジ大学 社会経済史
98～99年	経済学部助教授 齋藤 博	米、ジェームズ・マディソン大学 理論経営学
98～99年	法学部助教授 鈴木 章雄	欧、ウィーン大学 刑法
99～00年	経済学部助教授 伊藤 栄晃	英、ロンドン大学歴史学研究所 英国経済史

注：同上期間中に在外研究員として派遣された専任教員のうち、他大学に移籍した教員4名（法学部教授1名、同助教授2名、経済学部助教授1名）については記述を省略している。

#### 自己点検・評価：

- ・ 本学として、在外研究の目的に照らし必要と判断される場合は、その都度、在外研究員を積極的に派遣している。
- ・ 在外研究員として派遣後、規定の勤務年数を経ずして、他大学に移籍を希望する者があり、対応に苦慮している。規程上、研修期間終了後、長期研修で5年間未満、短期研修

で2年間未満に退職する場合は支給された研究費等を返還しなければならない旨、規定しているが、これを実行していない。

#### 第四節 海外からの研究者の招致状況

**現状：**近年、中国、ドイツ、オーストリアなどからの学者の訪日の一環として、本学に招聘し、講演会、意見交換会等を実施している。最近の事例では、中国山西師範大学王心平副学長一行5名を招聘（2002年4月7日～4月17日）し、同大学の高会宗政法学部長、張崇康経済研究所長による本学教員・学生を対象とする講演を実施している。

**自己点検・評価：**

- ・海外の学者を招聘もしくは海外の学者の訪日の機会を利用し講演、意見交換会などを実施している。
- ・共同研究を中心とする交流が少なく、儀礼的訪問の段階が多い。

#### 第五節 海外の大学との交流協定の締結状況と活用状況

**現状：**現在、次の海外の大学と、研究要員の交流、学術文献、資料の交流、共同研究プロジェクトの設立、留学生の交換、双方の合意に基づくその他の交流についての包括的な交流協定を締結している。

韓国 Halla 大学との交流協定（2000年11月22日付）

中国山西師範大学との交流協定（2002年4月12日付）

しかし、現在、双方の大学の首脳相互訪問および本学の教員・学生による両大学への訪問（体験的な中国語学習を含む）を除き、本学としての教育・研究面での具体的な交流推進の施策について検討を行っている段階である。

**自己点検・評価：**

- ・現在、海外の二つの大学と交流協定を締結している。
- ・交流は共同研究成果の出版事例を除き、おおむね交流の初期段階であり、具体的な交流の促進について検討中である。

#### 第六節 その他の交流

**現状：**次の形で国際的な学術協力による出版企画を実施している。

### 「マルサス文書第1巻及び第2巻」の出版

1995年に本学の松平記念経済文化研究所を中心として、外国人研究者2名に委嘱し、本学が所蔵しているマルサス文書（論文、説教、日記、書簡、覚書などの自筆のコレクション）の整理、編纂、印刷用原稿の作成に要する人件費、その他の作業経費を本学が負担し、ケンブリッジ大学出版局から出版し、世界中の研究者に対する研究資料の提供を企画した。

1997年に第1巻を出版し、現在、2003年夏頃の出版予定で印刷用原稿を作成中である。日本、豪州に所在したままの研究者、企画担当者間を郵送、FAX、e-mail、電話等を駆使して意見調整を行った上での出版企画であり、新しい共同研究の一つの形としての可能性を示した。

### 「中国の法と社会」の出版

1997年以降、本学と中国山西法学会、及び山西師範大学の研究者間における研究交流のまとめとして、本学側研究者は日本の法体系についての解説および中国人研究者の諸論点に対する意見の提供を担当し、社会主義市場経済という歴史上前例のない経済体制の下で発展する中国現代法の諸領域について両国の研究者による共同の調査研究の成果を中国研究者が執筆し、本学学術研究費により2000年に出版（日本語）したものである。広範かつ総合的な研究対象に基づく「中国の法と社会」の出版は、初めてであり、関係者間で注目されている。

### [長所と問題点]

#### 長所：

- ・研究者の在外研究の派遣に積極的である。
- ・共同の出版企画などのように世界的な視野で研究者に対する一級資料の提供などを実施している。

#### 問題点：

- ・研究者、学生の交流には一部に共同研究の進展も見られるが、概ね未だ交流の初期段階に留まっている。
- ・学生の留学希望者が少ない。

### [将来の改善・改革の方策]

- ・現在の学術研究費及び外部資金の導入により、研究者の交流による共同研究等の取組みについては、推進可能な企画が検討されよう。
- ・学生の実質的な交流を促進するための施策について検討し、現状で実現可能な企画から実施することが必要であろう。